

《障害年金代行手続きの流れについて》

① ご依頼

着手金 1万円+税



電話やメール、ZOOM などちょっとしたご相談でも、まずはご連絡下さい。初回無料でご相談いただけます。

※ 診断書や戸籍謄本の実費については、その都度お支払いいただきますが、提出完了までは着手金以外のご料金(日当や交通費)は一切頂きません。

② 年金機構等折衝及び書類の入手

③ 受診状況等証明書(初診の証明)、認定日、現症日の診断書作成依頼

※ 現在通院中の病院については、診察日等にご本人様やご家族様にお願いすることが多いですが、それ以外の病院への確認等は全てこちらで行います。また、必要な場合は病院への同行にも対応しています。

※ ご病気の内容等により、日常生活を記載した文書や④の病歴・就労状況等申立書を先行して作成し、病院へお持ちいただく場合もあります。

④ 病歴・就労状況等申立書の作成

※ ご本人様やご家族様と、メールや LINE、お電話などご本人様の一番負担にならない方法で打ち合わせをしながら、全てこちらで作成いたします。

⑤ 個人情報の入手

必要な場合は、住民票や戸籍謄本など

⑥ 裁定請求書類提出

全ての書類がそろったら、年金機構に提出し、控えをご本人様にお送りします。



⑦ 年金機構からの確認・訂正等、問い合わせの対応及び追加書類の提出

※ 特に問合せ等があった場合のみ

⑧ 支給決定(年金証書)

結果が出るまでは、3か月ほどかかります！それまでお待ちください。

具体的な金額や入金予定を確認し、ご請求書を郵送させていただきます。

不支給(不支給決定通知書)

残念ながら不支給の場合、追加のご料金は頂きません。

ご納得のいかない結果の場合は、一緒に最善の策を考えましょう。

⑨ 成果報酬のお振込み

実際に初回年金がご入金になってから、お振込みいただきます。

ご依頼いただいた方にとっては、ご自身の手続きですので、今どこまで進んでいるのか、どのようになっているのか不安になるのは当然です。ご不明点、ご不安な点は遠慮せず何でもおっしゃってください。都度ご不安を解消しながら進めていきますので、一緒に頑張りましょう♪



社会保険労務士
佐藤 恵